

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 4 4 号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 4 0 年函館市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 4 項を附則第 1 6 項とし、附則第 1 3 項の次に次の 2 項を加える。

- 14 令和 8 年 1 0 月 1 日において市長および副市長（競輪事業部に関する事務を担当する副市長に限る。）の職にある者に対して同年 1 0 月分として支給する給料の月額、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額を減じた額とする。
- 15 第 4 条第 2 項に規定する退職手当の額の算定の基礎となる給料月額については、前項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。